

大学共同利用システムによる宇宙科学研究実施規程

平成 24 年 2 月 24 日 規程第 24- 8 号

改正：平成 26 年 6 月 16 日 規程第 26-30 号

改正：平成 27 年 7 月 30 日 規程第 27-60 号

改正：平成 30 年 12 月 26 日 規程第 30-105 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条-第 6 条）

第 2 章 プロジェクトの選考及び実施（第 7 条-第 8 条）

第 3 章 施設・設備の利用、共同研究の実施（第 9 条-第 11 条）

第 4 章 その他（第 12 条-第 13 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、業務方法書第 22 条に基づき、機構が行う大学共同利用システムによる宇宙科学に関する学術研究の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び適用範囲）

第 2 条 この規程において「大学共同利用システム」（以下「システム」という。）とは、宇宙科学に係る学術研究に関する我が国の中核的な研究拠点として、大学の研究者等との有機的かつ多様な形での共同活動を行う研究システムをいい、研究システムにおいては、次の各号の業務を行う。

- 一 大学の研究者等との共同作業による宇宙科学プログラムに係るプロジェクトを選考及び実施すること
- 二 科学衛星、プロジェクトとして実施される宇宙機搭載科学機器、観測ロケット、大気球、その他の飛翔体及び各種試験施設・設備等を大学の研究者等の利用に供すること
- 三 大学の研究者等と共同研究を実施すること
- 四 職員自らが宇宙科学に関する学術研究を実施すること及びその成果を大学の研究者等の利用に供すること
- 五 前各号の業務に付帯する業務

2 この規程において「宇宙科学プログラム」とは、プロジェクトマネジメント規程（規

程第 19-29 号) に定めるプログラムのうち、科学衛星、科学機器、観測ロケット、大気球、その他の飛翔体の利用による宇宙の諸現象の研究、飛翔体に関する研究及び宇宙における工学実験等に係るプログラムをいう。

- 3 この規程において「プロジェクト」とは、プロジェクトマネジメント規程に定めるプロジェクトのうち、宇宙科学プログラムに属するものをいう。

(実施組織)

第 3 条 システムによる宇宙科学に関する学術研究を実施する組織は、組織規程(規程第 15-3 号) 第 7 条に定める宇宙科学研究所(以下「研究所」という。)とする。

(システムの対象者)

第 4 条 大学の研究者等は、システムを利用することができる。

- 2 前項でいう「大学の研究者等」とは、大学の教員その他の者で宇宙科学に関する学術研究及び関連する学術研究に従事する者をいう。
- 3 前項にいう「その他の者」とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - 一 大学共同利用機関に所属する者
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行う機関に所属する者
 - 三 高等専門学校に所属する者
 - 四 科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部科学省告示第 110 号) 第 2 条第 1 項に定める研究機関のうち、第 4 号に該当するもの及び第 2 項において研究機関とみなされるものに所属する者
 - 五 中期目標管理法日本学術振興会特別研究員
 - 六 外国研究機関に所属する者で協定等により来訪し研究所において研究活動に従事する者
 - 七 優れた知識及び経験を有し研究上の業績が大学の教員に準ずる者として宇宙科学研究所長(以下「所長」という。)が定める者

(利用申請)

- 第 5 条 システムの利用を希望する大学の研究者等は、システムの利用について、申請者の所属する部署の長の了解を得て(前条第 3 項第六号の者及び第七号に規定する者で何れの機関にも所属しない場合についてはこの限りではない。)、所長宛に申請する。
- 2 研究所は、申請のあった利用について、宇宙科学研究所会議(以下「研究所会議」という。)に諮る。
 - 3 研究所は、承認された申請者に大学共同利用システム研究員(以下「研究員」という。)の称号を付与し、登録簿に登録する。

(旅費の支給)

第6条 研究員には別に定めるところにより、システムの利用に係る旅費を支給できる。

第2章 プロジェクトの選考及び実施

(プロジェクトの選考等)

第7条 プロジェクトの選考については、業務方法書第19条の規定に基づき、別に定める宇宙科学研究所の研究委員会による意見を踏まえ、所長が、宇宙科学運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮問し、その答申を受けてプロジェクトの実施候補を決定するものとする。

2 所長は、必要に応じてプロジェクトマネジメント規程第7条並びにプロジェクトマネジメント実施要領（システムエンジニアリング推進室長通達第19-1号）第6章及び第7章に定めるプロジェクトの評価のうち所長が行うとされた案件について運営協議会に諮問することができるものとする。

(プロジェクトにおける研究開発及び観測・実験の実施)

第8条 プロジェクトにおける研究開発及び観測・実験については、研究所に所属する職員と大学の研究者等との共同作業により行うことを基本とする。

2 研究所の職員以外で、各プロジェクトの研究開発及び観測・実験に参加する者は、第5条に定める利用申請に基づき称号を付与された研究員とする。

第3章 施設・設備の利用、共同研究の実施

(施設・設備の利用供与)

第9条 システムにおいて、利用に供することができる施設・設備は、専ら宇宙科学に関する学術研究を行うために整備された次に掲げる施設・設備とする。

- 一 科学衛星
- 二 プロジェクトとして実施される宇宙機搭載科学機器
- 三 観測ロケット
- 四 大気球
- 五 その他の飛翔体
- 六 別表に定める各種試験施設・設備

2 施設・設備の利用方法については、所長が別に定める。

3 この利用に当たっては、原則無償とする。ただし、必要に応じて実費の一部を利用する研究員又は研究員の所属する組織に負担させることができるものとし、別に定める。

(共同研究)

第10条 第2条第1項第三号でいう共同研究は、次に掲げるものとする。

- 一 プロジェクトに係る観測・実験機器の研究開発
 - 二 プロジェクトに係るアーカイブの構築及びデータ解析ソフトウェア等の研究開発
 - 三 プロジェクトに係る観測・実験機器等の運用・データ取得
 - 四 職員が職員以外の研究者と特定の課題について行う研究で、職員が所長に申し出を行い、研究所会議の議を経て所長が実施を承認するもの
 - 五 所長が公募し、関連する研究委員会の議を経て決定するもの
- 2 前項第一号から第三号に規定する共同研究については、参加する研究員の所属する大学等機関との間でプロジェクトごとに共通する共同研究契約を締結して実施する。
- 3 前項の共同研究契約に定める事項については、共同研究規程第3条第2項に定める事項とする。
- 4 研究員以外の者で、第1項第四号及び第五号で承認及び決定された共同研究を行う職員以外の研究者に、所長は第5条に定める利用申請に基づき研究員の称号を付与するものとする。
- 5 所長は、第1項第四号及び第五号に定める共同研究については、参加する研究員の所属する大学等機関に共同研究の実施を通知するものとする。
- 6 研究員が共同研究において施設・設備を利用するときには、予め共同研究契約等において別に定めがない限り、無償で利用することができる。
- 7 研究員が施設・設備を利用する方法については、予め共同研究契約等において別に定めがない限り、第9条第2項を準用する。

(成果及び知的財産権の取扱い)

第11条 研究員がシステムを利用して創出した成果は、次項に定めるもののほか、他に定めがない限り、研究員が発表、公開及び第三者に非営利目的で提供することを妨げない。

- 2 研究員がシステムを利用して創出した、知的財産活用規程(規程第15-46号)第2条に規定する知的財産権に係る権利の取扱いについては、次の各号によるものとする。
- 一 第9条第1項による施設・設備の利用によって研究員が創出したものについては、当該研究員に帰属するものとする。
 - 二 第10条第1項第一号から第三号による共同研究によって創出されたものについては、当該共同研究に係る共同研究契約に定めるところによるものとする。
 - 三 第2条第1項第一号による共同作業並びに第10条第1項第四号及び第五号によ

る共同研究によって創出されたものについては、予め別に定めがない限り、当該研究員がシステムの利用申請を行った際に確認した知的財産権の取扱いに沿って研究員の所属する大学等機関と協議の上決定するものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、知的財産権の取扱いについては、予め共同研究契約等において別に定めがない限り、知的財産活用規程を準用する。

第4章 その他

(職員に関する規定の準用)

第12条 研究員は、第11条に定めるもののほか職員に関する規定を準用するものとする。

(研究活動上の不正行為の防止に関する取組)

第12条の2 共同研究の実施にあたっては、研究活動における不正行為の防止等に関する規程(規程第27-52号)に基づき、研究活動における不正行為の防止に関する取組を行わなければならない。

(実施細則)

第13条 所長は、この規程の実施に係る実施細則を定めることができるものとする。

附則

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第2条 「宇宙科学研究所大学共同利用システムにおける設備等供用取扱規則(宇宙科学研究所長決定第19-24号)」及び「宇宙科学研究所における大学共同利用システムに基づく共同研究規則(宇宙科学研究所長決定第19-26号)」は廃止する。

第3条 この規程の施行日以前に、宇宙科学研究所における大学共同利用システムに基づく共同研究規則により共同研究員として受け入れられ、施行日以降も引き続き、共同研究に従事する場合には、第4条の研究員として受入れたものとみなすものとする。

附 則(平成26年6月16日 規程第26-30号)

この規程は、平成26年6月16日から施行する。

附 則(平成27年7月30日 規程第27-60号)

この規程は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 26 日規程第 30-105 号）

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

別表 利用に供する施設・設備

- 相模原キャンパス飛翔体環境試験棟及び棟内設備（施設管理用施設・設備及び衛星動作試験設備を除く。）
- 相模原キャンパス構造機能試験棟及び棟内設備（施設管理用施設・設備を除く。）
- 相模原キャンパス特殊実験棟及び棟内設備のうち以下に掲げる設備
 - ・ スペースチェンバー施設
 - ・ 超高速衝突試験設備（付帯設備を含む。）
 - ・ 振動試験器
 - ・ 宇宙放射線赤外線装置
 - ・ 宇宙放射線X線実験装置
 - ・ 宇宙放射線熱真空試験装置
 - ・ 惑星大気突入環境模擬装置（アーク風洞）
- 相模原キャンパス総合研究棟キュレーション設備
- 相模原キャンパス研究・管理棟屋上宇宙放射線赤外線モニター観測装置
- 相模原キャンパス風洞実験棟及び棟内高速気流総合実験設備（施設管理用施設・設備を除く。）
- JAXAスーパーコンピュータシステム（内、大学共同利用システムに割り当てられた計算資源）
- あきる野実験施設
- 連携協力拠点大樹航空宇宙実験場内大気球関係施設・設備（施設管理用施設・設備を除く。）
- 能代ロケット実験場
- 臼田宇宙空間観測所 64m V L B I 観測装置、内之浦宇宙空間観測所 34m V L B I 観測装置及び臼田宇宙空間観測所 10m アンテナ